

『第2期学校規模適正化事業の進め方について』

(平成18年(2006年)11月 吹田市教育委員会発行 より)

第2期学校規模適正化事業の取り組み

1. 適正化事業

決定した事項

平成19年(2007年)4月に、北千里小学校区に指定されている青山台1丁目全域を青山台小学校区に変更しました。

ただし、以下の経過措置を適用しました。

- ①平成19年度(2007年度)において、青山台小学校に通学することになる青山台1丁目の児童は新1年生と他校区からの転入生のみとし、在校生は北千里小学校に通学することとします。
- ②兄弟姉妹関係がある新1年生が、校区変更によって兄・姉と別の小学校に通学することになる場合は、兄・姉と同じ小学校に通学することも可能とします。

今後の方針

より充実した教育内容を創りあげることをめざし、青山台地区、古江台地区にある3つの小学校から、新しい2つの小学校づくりという視点も踏まえながら、平成20年(2008年)4月に、北千里小学校区に指定されている古江台3丁目全域を古江台小学校区に変更し、北千里小学校を古江台小学校に統合します。

あわせて青山台中学校区である古江台3丁目全域を古江台中学校区に変更します。ただし、以下の経過措置を適用します。

- ①古江台3丁目の在校生(平成20年度(2008年度)の新2年生から6年生)については、卒業時まで青山台小学校に通学することも可能とします。
- ②兄弟姉妹関係がある新1年生が、校区変更によって兄・姉と別の小学校に通学することになる場合は、兄・姉と同じ小学校に通学することも可能とします。
- ③古江台3丁目に在住して青山台小学校を卒業した児童は、青山台中学校に通学することも可能とします。

2. 適正化事業の実現のために

(1) 教育内容の充実

青山台中学校ブロックと古江台中学校ブロックにおいては、これまでも小中一貫教育につながる様々な取組をすすめてきたところですが、今後も小中学校の教職員が意思疎通を図り、相互の交流も行いながら、子どもたちの現状、とりわけ次の3つの視点から教育内容の充実を図ります。

1点目は、確かな学力の育成です。基礎・基本を確実に身に付け、「確かな学力」を育成するため、特色のある教育課程を編成、実施します。

2点目は、小中の段差の解消です。思春期を迎える子どもの年齢が下がり、「十歳の壁」という言葉もありますように、小学校高学年から中学校にかけては、大変難しい時期でもあります。小中一貫教育の理念を踏まえ、小中学校がスムーズな連結のもと実践を積み重ねます。

3点目は、心豊かな子どもの育成です。体験的な活動や様々な交流行事等を通して、多様な個性・価値観を認め合い、人間としての基本的な倫理観や規範意識の涵養に努めます。

義務教育9年間を見据えた一貫した教育は本市の教育の柱ですが、当ブロックに於いても多面的な角度からアプローチを続け、心豊かで逞しい子どもの育成を進めます。

具体的には、下記の事項を通して小規模校の弊害を少しでも減らす取り組みを行っていきます。

- ①少人数授業を更に充実させます。
- ②小中一貫教育の先進校と位置付け、人的配置や研究校指定に向け積極的に働きかけます。
- ③小中一貫教育の中で、小中の子どもたちが一緒に交流する機会を増やし、子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。
- ④学校間交流の機会を増やし、交流のあり方を工夫するとともに、各PTAや地域の関係団体と連携し、地域行事を通して子どもたちの人間関係が広がるよう努めます。

(2) 児童に対する心のケア

環境の変化に対する不安に対処するため、定期的な相談員の派遣等、児童が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

具体的には、心理の専門家（臨床心理士）である相談員を小学校に派遣をして、必要に応じて保護者の方とも連携をしながら、相談を受け付けます。特に、校区変更に伴い、平成19年度（2007年度）から平成20年度（2008年度）にかけて派遣体制を強化してまいります。

また、市教育センターでは電話において相談を受ける体制をとっており、合わせて児童の心のケアに努めてまいります。

(3) 協議会の設置

平成19年度（2007年度）の早い時期に、学校・保護者・地域関係者等で構成する「(仮称)教育環境整備協議会」を設置し、受け入れ校等の改修工事の協議、地域を含めた児童の交流事業、児童の通学路の安全確保などを検討します。